平成２３年（フ）第２８７号
和歌山市和佐関戸263番地　ヴィラたかつみⅠ103号、住民票上の住所和歌山市塩屋６丁目３番18号
債務者　山本　博紀
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南方　健幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８０号
熊本市長嶺南４丁目11番32号
債務者　山下　志保
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下雅裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７号
広島県安芸高田市向原町戸島1918番地７、前住所広島県広島市安佐北区亀山南２丁目54番15号
債務者　佐伯　幹夫
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２００号
佐賀県武雄市北方町大字志久2339番地14
債務者　原　　史郎
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１６４号
札幌市清田区里塚緑ケ丘３丁目14番１号　ＧＲＥＥＮ　ＨＩＬＬＳ　Ｅ棟１号、申立時の住所北海道北広島市大曲柏葉５丁目７番地18
債務者　尾田　泰宏
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１１５号
大阪市城東区今福南４丁目６番37―406号
債務者　中澤　昌一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６８９号
大阪府大東市北条７丁目16番６号
債務者　中塚賀英子（旧姓米澤）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８０５号
大阪府門真市三ツ島789―９　釘宮方、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見５丁目５番５―117号
債務者　平岡　　務
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２８号
大阪府東大阪市新池島町４丁目１番42号
債務者　宇都宮次男
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２９号
大阪府東大阪市新池島町４丁目１番42号
債務者　宇都宮清美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０５７号
大阪府茨木市西太田町21番４号
債務者　蔦野　明子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１０８号
大阪府守口市東郷通２丁目３番１―201号
債務者　畠中　綾佳
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１１９号
大阪府八尾市渋川町３丁目１番10―210号
債務者　山下ひふみ
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８３号
大阪市東淀川区東中島６丁目３番11―301号
債務者　齋藤　多一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８６号
大阪府寝屋川市高柳２丁目50番14号
債務者　桝田　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３１１号
大阪市生野区舎利寺２丁目２番３号　吉備マンション103、前住所大阪市生野区生野西３丁目５番30号
債務者　岡本　吉明
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２５号
大阪市西淀川区福町２丁目３番19―705号
債務者　阿部　泰夫
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部